（未達債務の額等に関する報告書）

第三十五条　法第五十三条第二項の報告書は、別紙様式第二十一号により作成し、毎年三月三十一日、六月三十日、九月三十日及び十二月三十一日（以下この条並びに次条第一項第二号及び第二項第二号において「報告基準日」という。）ごとに、当該報告基準日から一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

［項を削る。］

（報告書の添付書類）

第三十五条の二　法第五十三条第三項第一号に規定する内閣府令で定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一　法第五十三条第一項の資金移動業に関する報告書を提出する場合　次に掲げる書類

イ　最終の貸借対照表（関連する注記を含む。）及び損益計算書（関連する注記を含む。）

ロ　直前の事業年度において法第四十五条の二第一項の規定の適用を受けていた場合には、イに掲げる書類についての公認会計士又は監査法人の監査報告書

二　法第五十三条第二項の報告書を提出する場合　次に掲げる書類

イ　当該報告書に係る報告基準日の直前の報告基準日の翌日から当該報告書に係る報告基準日までの間（以下この号及び次項第二号ニにおいて「報告対象期間」という。）に法第四十三条第一項の規定による供託をした場合には、供託に係る供託書正本の写し

ロ　報告対象期間に令第十七条第一項又は第三項の規定により履行保証金の取戻しをした場合であって、当該取戻しが内渡しであるときは、供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第四十九条第一項の規定により当該内渡しに係る供託金の額又は供託した債券の名称、枚数、総額面及び券面額（振替国債については、その銘柄及び金額）に関する事項につき証明を受けたことを証する書面

ハ　報告対象期間に履行保証金保全契約の内容の変更又は更新をした場合には、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写し

ニ　報告対象期間に履行保証金信託契約の内容の変更又は更新をした場合には、当該変更若しくは更新に係る契約書又は当該変更若しくは更新をした旨を証する書面の写し

ホ　報告基準日において信託契約資金移動業者であった場合には、信託会社等が発行する当該報告書に係る報告基準日における信託財産の額を証明する書面

（未達債務の額等に関する報告書）

第三十五条　法第五十三条第二項の報告書は、別紙様式第二十一号により作成し、毎年三月三十一日及び九月三十日（以下この条において「基準日」という。）ごとに、当該基準日から一月以内に金融庁長官に提出しなければならない。

2　前項の報告書を提出しようとするときは、当該報告書にその写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

3　法第四十三条第一項の規定による供託をした資金移動業者は、第一項の報告書に、供託に係る供託書正本の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

4　法第四十四条の規定による届出をした資金移動業者が履行保証金保全契約の内容の変更（当該履行保証金保全契約の一部の解除を除く。）をし、又は履行保証金保全契約を更新した場合には、第一項の報告書に、その契約書又はその旨を証する書面の写しを添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

5　信託契約資金移動業者は、第一項の基準日ごとの報告書に、信託会社等が発行する当該基準日の直前の基準日の翌日以後の毎月末日における信託財産の額を証明する書面を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

6　金融庁長官は、必要があると認めるときは、資金移動業者に対し、第三項の供託書正本又は第四項の契約書の正本の提出を命ずることができる。

［条を加える。］